

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、 <u>国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定める。</u> 3から5まで (略)	(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、 <u>次項に規定する期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u> 3から5まで (略)	字句の改正

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和3年12月1日から適用する。

(提案理由)

期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。